

新潟市若者支援センター「オール」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市万代市民会館条例(平成3年3月29日条例第5号以下「条例」という。)及び新潟市万代市民会館条例施行規則(平成3年7月29日規則第46号。以下「規則」という。)に基づき実施する新潟市若者支援センター「オール」(以下「オール」という。)の運営について必要な事項を定める。

(名称, 位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新潟市若者支援センター「オール」	新潟市中央区東万代町9番1号

(施設の目的)

第3条 オールは、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)、関係法令及び条例に基づき若者(条例第3条第2号アに規定する若者をいう。以下同じ)に交流及び研さんの場を提供し、並びにすべての若者の成長を支援することにより、(特に困難な状況を有する)若者の社会的自立、社会参加及び社会参画の推進に質することを目的とする。

(職員の業務)

第4条 職員は次の業務を行う。

- (1) センター長(万代市民会館の館長が併任する)
オールを総括する。
- (2) 係長(業務担当)
業務及び事業全般を総括し、オールの業務に必要な事項を所掌する。
- (3) 係長(庶務担当)
オールの管理、庶務及びその他業務に係る事項を所掌する。
- (4) 相談担当職員
事業担当を協力し、オールの主に相談に関する事業及びオールに関する業務を所掌する。
- (5) 事業担当職員
相談担当と協力し、オールの主に若者の居場所に関する事業、若者の自立支援に関する事業、団体や若者の育成に関わる事業及びオールに関する業務を所掌する。
- (6) 新潟市ユースアドバイザー(以下「ユースアドバイザー」という。)
オールの居場所において若者を支援するためユースアドバイザーを養成、委嘱及び配置する。

ユースアドバイザーについて必要な事項は、ユースアドバイザーに関する要綱に別に定める。

2 研修

職員は職務に応じ、必要な研修を積極的に受講するとともに、外部の専門家から定期的な相談を受けることとする。

(事業及び業務)

第5条 オール及び生涯学習推進課は、前第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業及び業務を行う。

1 若者の相談に関する事業

(1) 相談者の課題を整理し、適切な機関に紹介する相談

なお、相談者を適切な機関に紹介する場合において、合理的な配慮を行う必要がある場合は、関係機関へ出向き相談者の説明を行う。その場合の実施回数は原則1回とする。

(2) オールや他機関と連携・協働した支援につながる相談

(3) 個別支援プログラムの策定・実施・評価

オールを利用する若者について、必要に応じて個別支援プログラムの策定を行い、相談、居場所、支援事業及び必要に応じて関係機関と協働したプログラムを作成し、プログラムに沿った支援、評価及び改善を行うこととする。

(4) オール内の居場所及び支援事業における相談

(5) にいがた若者自立応援ネットにおける高校生及び教職員・保護者への相談

(6) 困難な状況を有する若者の保護者、親権者等への相談

(7) 義務教育後の困難な状況を有する若者の実態把握及び関係機関との連絡・調整

(8) その他、センター長及び生涯学習推進課長が必要と認める相談

(9) 相談の回数

相談者一人についての支援方向を導くための相談回数は概ね10回程度とする。ただし、居場所での相談やアドバイスは含めない。

(10) アウトリーチ（訪問相談・支援）

アウトリーチは、センター長と生涯学習推進課長が複合的な課題を解決するため必要と認めた場合のみ行い、課題の発見や整理、個別支援検討会議につなぎ包括的な支援や相談につなぐことを目的として行うこととする。

(11) 相談窓口の開設日及び時間

土、日曜日、休日、休館日、12月29日から1月3日を除く平日の午前9時から午後5時とする。（受付終了時間は午後4時）

その他センター長・生涯学習推進課長が特に必要と認める場合は、開設日及び時間

以外でも相談を実施することができる。

(1 2) 出張相談

必要に応じて出張相談を実施することができる。出張相談の実施方法については別に定める。

2 若者の自立支援に関する事業

若者の自立支援に関する事業とは社会的自立，社会参加及び社会参画に関する事業であり次の事項をいう。

(1) 社会的自立に関する事業

自分に自信をもち，社会性を身につけることを支援する事業，心身の健康づくり，社会的スキル等の獲得，自己決定し行動する力の育成，就労やアルバイトを行う前段階の職業体験等。

(2) 社会参加，社会参画にかかわる事業

自らが夢や目標に向かって動き出し，キャリアプランニング能力を身につけることを支援する事業

また，地域や地域団体，NPO等の事業に参加し貢献したり，郷土愛を育み，地域に貢献しようとしたりする関心・意欲・態度や行動力を育成する事業
新潟まつり，地域の祭り・イベント，地域活性化に関する事業など

3 若者の居場所に関する事業

若者の居場所に関する事業とは，次の事項をいう。

(1) 支援・相談

ユースアドバイザー及びオール職員による居場所での見守り，傾聴，会話，相談や自主企画等につながる支援やアドバイス

ただし，ユースアドバイザーは若者の相談を受けることはできない。

(2) 居場所でのミニ講座

ユースアドバイザーによるミニ講座の企画，実施の支援

(3) 学習相談・学習支援

高等学校中退者，通信制，単位制高等学校に通学する生徒で高等学校卒業程度認定資格を取得したり，高等学校を卒業したりするための学習

(4) 支援修了者向け事業

居場所利用支援，相談修了者の居場所利用に関する事業

(5) 居場所の開設日・時間

月曜日～土曜日の午前10時～午後8時の間に設定する。

その他センター長・生涯学習推進課長が特に必要と認める場合は，開設日及び時間以外でも居場所を開設することができる。

(6) その他 センター長及び生涯学習推進課長が必要と認めた事業（関係機関等との連携，サテライト事業含む）

4 団体や若者の育成に関する事業

団体や若者の育成に関する事業とは次の事項をいう。

(1) 条例第3条第2号イ及びウに規定する団体の育成，相談，支援，ネットワーク形成・団体同士の交流に関する事業。

(2) 若者が自他の興味・関心のある内容をもとに，オール利用者や万代市民会館利用団体を対象にした講座や事業を自主的に企画し，前条3条の目的を達成するために実施する事業

(3) 実施に際しては，センター長及び生涯学習推進課長が認めた事業とする。

5 全各項に掲げるもののほか，前項の目的を達成するために必要な事業

6 若者に関する情報の収集及び提供，事業の改善に関する業務

当市や全国の若者の社会的自立，社会参加，参画に関する現状や動向に関する情報や統計の収集，まとめ，情報の発信・提供，事業の改善に関すること。

7 新潟市若者支援協議会の運営に関する業務

(1) 新潟市若者支援協議会の運営全般に関すること

(2) 関係機関との連携，連絡，調整，協働の推進に関すること

(3) 実務者会議，個別支援検討会議（ケース会議）の実施に関すること

8 にいがた若者自立応援ネットの運営及び事務に関する業務

(1) 事務局業務に関すること

(2) 相談や事業に関すること

(3) 高校との連携に関すること

(4) その他

9 困難な状況を有する若者の実態把握や支援・確認に関する業務

教育委員会で把握している中学校卒業時点で困難な状況を有している生徒を把握し，事例に応じた支援策の検討・実施を行う。

また，個別支援検討会議や他機関と協働して支援した若者のその後の状況を確認し，必要と認められる場合は再相談や支援の手立てを行う。

10 オールとの関係機関，教育委員会関係課等との連携及び協働に関する業務

1 1 その他必要な事項は、センター長と生涯学習推進課長で定める。

(利用者の範囲)

第6条 オールを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 15歳以上39歳以下の者

オールで相談・支援を希望する者及び支援を終了し、主に居場所を利用する者とする。

(2) 若者又はその家族で構成される団体及びその指導者

(3) 若者の支援を目的として活動する団体

(4) 困難を有する若者の保護者・親権者

(5) その他 市長が認めた場合

(利用)

第7条 条例第4条から第6条及び規則第4条から第7条により、オールの利用に関する必要な事項を下記に定める。

(1) 利用の開始

オールでの相談、居場所及び支援事業を利用する場合は、利用者はオール職員と面談を行い、利用目的を明確にした後、利用証（以下「メンバーズカード」という）の発行を受けてから利用をする。

利用者は、職員から求められた時は、メンバーズカードを提示しなければならない。

(2) 個人情報に関わる同意書

オールでの相談及び支援に関わること、他機関との情報共有が必要な場合は利用者、親権者、保証人等に説明し、個人情報に関わる同意書の提出があった後に必要な相談、支援を行う。

(3) 利用者が居場所を利用する際は、支援を受けている者とは別な時間、指定された区域で利用する。

その利用や実施の方法については、別に定める。

(損害賠償)

第9条 オールの備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長はやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(個人情報取り扱い)

第10条 オールにおける個人情報の取り扱いについては、関係条例及び法令等による。その他、オールにおいて必要な個人情報の取り扱いについて課題が生じた場合は、その都度協議して対応・実施する。

(事業報告)

第11条 センター長は、オールの利用状況を記録した月間実績報告等を取りまとめ毎月15日までに生涯学習推進課長宛に、また、4月末日までに前年度の年間実績報告書を生涯学習推進課長宛に報告する。

(会議)

第12条 下記の会議を開催し、オールの組織・運営・業務評価等に関する事項について検討、評価、提案する。

(1) 有識者による評価・検討会議

会議は若者支援に精通している委員で構成し、年1回以上実施する。

(2) 生涯学習推進課とオール職員の定例会議

会議は生涯学習推進課職員とオール職員で構成し、年数回程度実施する。

(3) その他必要な会議については生涯学習推進課長の承認を得て実施する。

(その他)

第13条 オールの運営において必要な事項はその都度協議し、センター長、生涯学習推進課長の承認を得て実施する。

(附則)

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

この要綱は令和6年4月1日から実施する。